

予算審査特別委員会質疑（3/10）議場

【町民生活部】一般会計予算歳出

No.13 防犯活動推進事業【松村委員】

○松村委員 15番、松村でございます。主要施策番号13番、防犯活動推進事業の中で摘要欄の下の方に、安全で住みよいまちづくり推進協議会が開催となっています。前回からの行きがかり上、これを新たに開催するということは人選のほうについてはどのような方法を用いて、この開催のめどがついてきたのでしょうか。お願いします。

○交通町民相談係長 生活課交通町民相談係長の遠藤です。ただいまの松村委員の質問に御回答いたします。安全で住みよいまちづくり協議会の開催についてでございますけれども、令和8年度開催をする方向で予算等を計上しているところでございます。委員につきましては、安全で住みよいまちづくり協議会の規則におきまして定めがございますけれども、協議会の規則におきまして、委員につきましては活動団体の代表者、知識及び経験を有する方、また警察署の職員、そして町の職員から委嘱をするものとして定められているところでございます。町内の活動団体ということで、中標津町防犯協会ですとか様々な団体ございますけれども、そういった団体の代表の方等に委嘱をさせていただく方向で現在考えているところでございます。以上です。

No.15 照明灯LED化整備事業【阿部隆弘委員】

○阿部隆弘委員 主要施策番号15番、照明灯LED化整備事業について御質問いたします。その中でその他約5灯とありますけれども、どのような照明で、約ということは他にも追加があるということでしょうか。それについて御質問いたします。よろしくお願いします。

○交通町民相談係長 生活課交通町民相談係長の遠藤です。ただいまの阿部委員の御質問に御回答いたします。令和8年度照明灯LED化整備事業につきましてですけれども、今御質問いただきましたとおり、約5灯というふうな形で記載をさせていただいているところでございます。こちらにつきましては、主に令和6年度より3ヵ年計画で工事を実施しておりますけれども、6年度から7年度にかけて市街地の防犯灯のLED化について整備してきたところでございます。令和8年度につきましては約20灯、内訳としては自立型のものが15灯、その他が約5灯というふうになっておりますけれども、主に郊外に設置をされておりますポール型の自立型の街灯をLED化するものとなっております。約5灯としておりますのは、こちらの灯数は机上の地図等から算定をしているものでございますけれども、現地調査等によりまして地図になかったものがある場合等がございますので、約5灯というふうな形で表現をしているところでございます。以上です。

○阿部隆弘委員 再質問させていただきます。例えばその現地調査によって、例えば何灯が増えたというところであれば、ほくでん等の電気料も発生してくるかと思うんですけども、その辺の確認も同時に行っていくということでもよろしいでしょうか。

○交通町民相談係長 はい。生活課交通町民相談係長の遠藤です。ただいまの御質問に御回答いたします。御指摘いただいたとおりでございます。現地調査等を行いまして、ほくでんの契約等も合わせて見直していくというふうな、確認していくというふうな形になっております。以上です。

No.39 生活バス等運行事業【松村委員】

○松村委員 10番、松村康弘です。主要施策No.39番、生活バス等運行事業でございます。これについて過日、2月19日の文教厚生常任委員会で、この定例会に提案する事件としての説明を受けました。令和7年10月1日より町内路線バス再編実証運行を開始しており、実証運行中に寄せられた意見等を踏まえ一部修正を行い、令和8年4月1日より本格運行を開始するというので、今回の実証運行に関する主な御意見、いただいた御意見が表になっておりまして、1から11までございます。その中で6番の土日運行便の復活というそういう意見が出ております。他の1から11までの部分については対応いたしますという回答なんです。土日祝日便の復活に関してだけは、今後の検討事項として整理するというふうにお話しを受けました。基本的に土日祝日、学校も病院も休みなわけですから、これらの運行をするにあたっての赤字を少しでも解消するためにやむを得ないのかなと思ってお話しを伺っておりました。しかしながら、ここに復活とあるように、多くのこのバスを利用している町民から買物に行くための、特に土日祝日は大きなスーパーとかで様々な催物が開かれるわけですが、そういうところに行きたいのに行けないというですね、声をたくさん1人ならず2人、3人と聞かされました。1番最後はですね、この2月の8日に行いましたまちかどキャラバンを東武でやったんですけれども、そのときにお呼びいただいた80代の女性から、どうしてもこのことについては議会に頑張ってもらって修正をいただかないとなりません。私たちの楽しい生活だった部分が、今こうやってここへ来るのに、祝日大変な思いをして来るんですというふうに言われました。この辺についてなぜ、本音のところ赤字解消のためなのか、それとも運転手さんが足りないのか、該当するバスが手配できない、車検に対応できない、どういう理由なのか再度お聞かせいただきたいのです。

○生活課長 生活課長の田中でございます。御答弁申し上げます。ただいまの松村委員から御指摘ありました一覧表でございますが、こちらはちょっと今手元にはございません。委員会の資料というふうに認識しておりますが、土日の運行につきましては、これまでも何度も委員会のほうでも御指摘も受けまして、そのように回答させていただいているところですが、実態のところということで繰り返しになりますが、やはり現状のリソースの中では車両、それから運転手、こういったところで平日の月曜日から金曜日までの運行に集中を注力したということが御説明申し上げた部分でございます。委員会の中でも部長のほうからもお話しありましたけれども、我々としても決して土日を軽視したり、走りたくないということではなくて、理想を言えば本当に365日毎日走るのが理想なのかもしれません。しかしながら、そこにはやはり運行経費のこともありますけれども、車両がない、運転手が不足している中で、どのように今の現状のリソースの中で全体の最適化をしていくのかという議論を、これまでも法定協議会の中で幾度もさせていただきました。残念ながら土日の運行はちょっと厳しいというような協議の経過の中からお示したものでございます。委員会の中から先ほど委員のほうから町民の声もあったというふうなお話しありましたが、我々としてもですね、100%未来を土日は運転しないと申し上げているわけではございませんで、その可

能性については、今後、まさしく4月1日、来月から再編本格運行されますが、変更をですね、半年ごとに変更すると短いスパンで町民の混乱を招くという意味では、恐らく今回の再編、本格運行は数年継続されるものかなというふうには認識しております。しかし、その中で運行便数今13便走っております。1便あたりですね。こういった便が例えば多いのではないかと、もう少し間引いてスリム化して土日に向けられないか、いろんな議論が今後出てくるかなというふうに思っておりますが、現状としてはですね、そういった本格運行に向けて進めておりますので、月曜日から金曜日の平日運行、この形をとらせていただきつつ、今後将来に向けての土日運行についても引き続きですね、その辺りはおさえておきたいかなというふうには思っております。以上でございます。

○**松村委員** はい。15番、松村でございます。今の御答弁、相当部分理解はいたします。新年度に向けて予算を伴う話しでございますから、その予算措置がされていない段階で、今この問題を4月1日から運行できるようにならないかというのは酷な話しだと十分承知しております。しかしながら、片方で中標津町自治基本条例には、今まで行われてきたことを行政側が変えようとするときには、町民の意見を聞かねばならないという項目があります。この場面、まさしくそれに合致していると思っております。バスを利用する人は決して町民の中で多くはありません。しかしながら、バスを利用する人たちの中からこのようにたくさん声が出てくるということは、今までないことなのです。それはこのバス路線が、今の運用が町民にバスを利用する人たちに高く評価されていて、それゆえに土日祝日もあったらいい、そういう希望がこうやって出てくるんだと思います。土日祝日ですから学校も病院もないわけでありまして、昼間のお店が開く10時ぐらいから夕方までの何便かでもこれを実現していく。このようなことをぜひとも法定協議会でも議論していただきまして、極端なこと言いますと、例えば南線は阿寒バスでございますけれども、その部分を土日祝日だけを町有バスを何便かでも投入するとか、柔軟な考え方っていうのはいろいろあると思うんです。ぜひ町民の切なる願いを勘案していただきたいと思うところですがいかがでしょうか。

○**生活課長** 生活課長の田中でございます。御答弁申し上げます。松村委員の御意見、御指摘、重く受け止めまして将来的な課題とさせていただきますと思います。ただ一方で、土日運行、これが本当に叶うのであればいいんですけれども、やはり平日運行これだけ便増えて助かったというような御意見も一方であったり、土日やはり乗車人数がこれまで既存の路線では人数がなかったというようないろんな背景もありますので、法定協議会、もちろん町民の方、いろんな方々が構成されておりますので、引き続き法定協議会を開いてまいりますので、その中で話題にしていきたいと思っておりますし、こういったこの回答になるか、答えになるかというのは分かりませんが、引き続きよろしく願いいたします。以上です。

No.43 全町内会連合会活動推進事業【阿部隆弘委員】

○**阿部隆弘委員** 主要施策番号43番、全町内会連合会活動推進事業について御質問いたします。前年と同額の予算となっておりますけれども、町内会の加入促進や活性化の取り組みの内容について、詳しく御説明願いたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○**交通町民相談係長** 生活課交通町民相談係長の遠藤です。ただいまの阿部委員の御質問に御

回答いたします。全町内会連合会活動推進事業についてでございますけれども、予算額につきましては、御指摘のとおり前年同額となっているところでございます。今現在の取り組み、検討状況についてでございますけれども、令和7年度よりですね、町内会活動推進に向けた現状の分析あるいは今後の方向性の検討を推進するという部分もございまして、生活課内ですね、新たに職員が配置をされておまして、全町内会連合会の役員の方々と複数回既に協議を重ねているところでございます。予算額については前年同額と令和8年度となっておりますけれども、今現在の検討といった部分ですけれども、例えば町内会の加入に関わる手続きが現在紙ベースで行われておりますけれども、こういったものを例えばオンラインでも可能とするといった、いわゆる町内会のデジタル化と言われている部分でございまして、そういった利便性向上に向けた取り組み、そういった部分での検討を現在進めているところでございます。以上です。

○阿部隆弘委員 再質問させていただきます。職員配置をしていただきまして、デジタル化や取り組みについても、職員が専門的にそこに携わっていただけるというような状況なんですか。そこだけ確認したいと思います。

○交通町民相談係長 生活課交通町民相談係長の遠藤です。ただいまの阿部委員の御質問に御回答いたします。ただいま阿部委員の御質問のとおりですね、配置されている職員につきましては、役職名としては団体連携調整官という役職となっておりまして、関係機関、全町内会連合会といった団体との調整、連携といった部分で配置されているものでございます。以上です。

No.54 社会福祉協議会補助事業【武田委員】

○武田委員 1番、武田開人です。主要施策No.54、社会福祉協議会補助事業について、前年度から約300万円ほど予算が増えていますが、その積算根拠と内訳について説明をお願いします。

○社会福祉係長 福祉課社会福祉係長の篠永です。ただいまの委員の御質問に回答させていただきます。こちらの社会福祉協議会補助事業につきましては、人件費、事務費、ボランティア活動費について、要綱に則り補助しているものでありまして、人件費につきましてはその97%を補助しております。こちらの社会福祉協議会の職員の人件費につきましては、町職員の人件費と同じものを使用しておりますので、こちらが増額となれば社会福祉協議会さんの職員の人件費も上がるということになりますので、そのため人件費が増となっております。以上でございます。

No.64 介護人材確保育成支援事業【武田委員】

○武田委員 1番、武田開人です。主要施策No.64番、介護人材確保育成支援事業について、この事業と主要施策65番の外国人介護人材確保補助事業について、これらの2つを分けて事業化している理由は何でしょうか。

○介護保険係長 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの武田委員の御質問に御答弁

いたします。基本的にはですね、介護人材確保育成支援事業ということで、介護人材のほうに確保ですとか育成だとか、そういったところでのこちら事業になっていまして、65の介護人材確保事業につきましては、介護人材を確保するための介護サービス事業所に対する支援という形になっていきますので、そういったところで区分されているということでございます。

○武田委員 再質問させていただきます。今の御答弁を聞いても、ちょっと違いが分からなかったんですけども、どちらの事業も介護人材を確保するための事業という認識でよろしいですか。

○介護保険係長 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの質問にお答えいたします。大きな目的としては人材確保というところでは間違いありませんけれども、あくまでも65のほうにつきましては、介護サービス事業所に対する支援っていうところを含んでおりますので、そういった違いがあると考えております。

No.64 介護人材確保育成支援事業【平山委員】

○平山委員 5番、平山光生です。同じく64番、介護人材確保育成支援事業について質問させていただきます。事業の中でも介護人材確保育成支援事業補助金ということで、介護資格取得・更新に必要な経費の費用が減額になっています。恐らく令和7年度の利用人数の影響が大きいのかなと推察しますが、今年度の人数、内訳というのはどういったふうに見積りを立ててこうなったのか教えてください。

○介護保険係長 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの平山委員の御質問にお答えします。予算積算段階でですね、各介護事業所のほうに需要量調査を行いまして、その結果をもとに予算計上をしているものでございます。以上です。

○平山委員 5番、平山光生です。再質問させていただきます。各種研修試験等、令和7年度であれば人数等主要施策に掲載していたと思うんですが、令和8年度では、この試験に何名とかっていう割り振りは、積算の見積り教えていただけますでしょうか。

○介護保険係長 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの平山委員の御質問にお答えいたします。積算の内訳としましては、介護福祉士が9名、介護支援専門員の実務研修が4名、介護支援専門員の更新研修前期が2名、介護支援専門員更新研修後期が2名、主任介護支援専門員更新研修が1名、初任者研修4名というふうになってございます。

○平山委員 5番、平山光生です。再質問させていただきます。要望に応じて前年度と違った資格や研修もあるということで、見積もっていただけている、寄り添っていただけているんだなというふうに理解しました。ただ減額じゃないということで、この減額、利用がない初任者研修についてが今入っていなかったのかなと思ったんですが、すみません、聞き逃したらすみません。入っていましたでしょうか。

○介護保険係長 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの質問にお答えします。初任者研修につきましては4人ですね。

No.64 介護人材確保育成支援事業【山口委員長】

○山口委員長 7番、山口雄彦です。同じく主要施策No.64について質問させていただきます。補足説明資料の35ページ、(2)の事業内容の3行目なんですけれども、自治体紹介事業に参加して、在校生に向け卒業後に中標津町内の介護事業所へ就業を呼びかけるものということでもありますけれども、この中標津町への就業を呼びかけるだけでは、たくさんの自治体がある中で、なかなか中標津町を選んでいただくのは難しいかと思います。ですので、バスやホテルを用意しまして、就業体験ツアーを企画して、そのほうで募集をして、中標津町に来ていただけるような施策とかを考えてみてはいかがでしょうか。

○介護保険係長 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの山口委員長の御質問にお答えします。こちらの自治体紹介事業なんですけれども、北海道介護福祉学校と包括連携協定を締結してる市町村が集まりまして、複数町村さんがいる中で卒業後の就職先として選んでもらえるよう、生徒に対して自治体のPRを行うものでございます。当然中標津町の優位性ですとか、そういったところもPRはしていかないといけないんですけれども、今年度予算計上しております修学資金の貸付ですとか、そういったところを取りあえずまずですね、そちらのほうをPRして募集状況を確認しながら、今委員長の御提案あったことについては、今後の検討課題とさせていただきますと思っております。

No.65 外国人介護人材確保補助事業【宗形委員】

○宗形委員 10番、宗形一輝です。主要施策No.65番、外国人介護人材確保補助事業ということで、昨年よりも予算が上がっているんですけれども、今年度の受け入れ事業者数と来る外国人の人数について教えてください。

○介護保険係長 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの宗形委員の御質問にお答えいたします。外国人の部分なんですけれども、今年度ですね、受け入れになりました外国人につきましては、今段階ではあるんですけれども5名というふうになっております。令和8年度につきましては、受け入れが8名、令和7年度まで受け入れて2年目以降になる方が12名というふうになってございます。以上です。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。すみません、事業者数を教えてください。

○介護保険係長 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの質問にお答えいたします。事業者数につきましては、令和7年度については、まだ事業を運営している中ですので、まだ申請がされていない部分もありますので、現時点では2事業所からの申請をいただいております。令和8年度につきましては需要量調査を行いまして、予定ではあるんですけれども4事業所が予定されているところです。以上です。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。昨年に続き数字的に2倍、4事業所を予定しているということなんですけれども、介護人材今少ないと言われている中で全体34事業所ですか、ある中でいまだ4事業所しか手を挙げていないということなんですけれども、やっぱり外国人使える使えない事業所はあるかなとは思っているんですけれども、やっぱりそうい

ったところを増やすことによって、事業者が人が増えることによって楽になってくるかなとは思いますが、その辺りの広報だったり受け入れ体制の充実といった意味で手を挙げやすくなるようなね、事業所が手を挙げやすく挑戦しやすくなるような仕組みづくりってというのはされているのでしょうか。

○**介護保険係長** 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの御質問にお答えいたします。各介護事業所、介護サービス事業所に対して、外国人支援受け入れのセミナーというのをですね、町が主体ではないんですけれども、共催という形で令和7年度に実施をさせていただきます。

No.66 介護・障がい福祉サービス提供体制維持支援事業【長渕委員】

○**長渕委員** 4番、長渕豊です。主要施策No.66番、介護・障がい福祉サービス提供体制維持支援事業について質問させていただきます。今、物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金ということで対応できていますけれども、この交付金がどうなるか分からない中で、この事業が継続して実施する見込みというのが、もしあるのなら教えていただきたいと思います。

○**介護保険係長** 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの御質問にお答えいたします。本事業につきましては、介護・障がい、臨時交付金を活用しての事業になりますので、基本的には臨時交付金と併せた実施になると考えております。

No.69 シルバースポーツセンターLED照明整備事業【平山委員】

○**平山委員** 5番、平山光生です。69番、シルバースポーツセンターLED照明整備事業について質問させていただきます。令和4年の決算審査時にシルバースポーツセンターにて、球技を含め多様なスポーツに対応できるよう改修されることを期待しましたと報告をしましたが、現在においても改修はされていないところでありますが、今回の照明だけでもですね、ボール利用ができる仕様の照明に整備することで今後一気に改修っていうか、利用できる幅が広がってくるのではないかなというふうに思うんですが、照明の仕様というのはどうなっているのでしょうか。教えてください。

○**社会福祉係長** 福祉課社会福祉係長の篠永です。ただいまの委員の御質問に回答させていただきます。シルバースポーツセンターのLED化につきましては、2027年夏の蛍光灯の製造禁止と2021年になるんですが、水銀灯の製造中止及び輸出入の禁止に基づくものでございまして、現時点で競技場内に24灯ある水銀灯ですが、そちらももう既に町内あるいは町外も含めて在庫がないということで、今後も事業継続していく上で、LED化というものは必ず必要になるものですので、その関係でのLED化となりますが、ボールの使用につきましては、電球だけではなく防球ネット等、また人工芝と称しておりますカーペットにつきましても設置等が必要となりますので、そちらにつきましても、今後、検討していきたいと思っておりますが、現在、施設の利用自体は主に管理を委託しておりますゲートボール協会さんだけではなく、介護保険事業でコンディショニングの会やあとモルックを町内会の老人クラブ等で使用されているということもありますので、利活用については今後も広がっていくのかなと思っておりますが、どんな方法で町民の方に広く使っていただいて、高齢者の健康増進

に努められるかを考えていきたいと思っております。以上です。

○平山委員 5番、平山光生です。大変申し訳ございません。ボール仕様にはなっていないという返答でよろしかったでしょうか。

○社会福祉係長 福祉課社会福祉係長の篠永です。ただいまの委員の質問に回答させていただきます。電球自体は通常のLEDとなっております、例えばボールがぶつかっても大丈夫のように金属の網とかそういうものがあればボールに耐えられるかなとは思いますが、そもそも防球ネットがないので、電球自体をそのような形にするというのは考えてはおりません。以上です。

No.70 老人福祉居宅介護事業【松村委員】

○松村委員 15番、松村でございます。主要施策70番、老人福祉居宅介護事業、1,210万7,000円の予算が計上されていますけれども、補助対象事業として訪問介護とか居宅介護、介護支援実施主体として社会福祉協議会というふうに摘要欄に記載しています。この居宅介護福祉事業というのが、いわゆる訪問介護、居宅介護の部分で民間の事業者から従業員がいなくなって、サービスが提供できなくなった時期があったんですけども、これを今現在、社会福祉協議会に依頼してほぼ町民の要望は満たせるレベルにシステムとして組織として運用されるようになったのでしょうか。

○福祉課長 はい。福祉課長の榊田です。ただいまの松村委員の御質問にお答えいたします。この老人福祉居宅介護事業、社会福祉協議会で事業を令和7年10月から実施しておりますが、いわゆる訪問介護支援ヘルパー事業でございますけれども、令和7年度中9月末をもって、1訪問介護事業所の閉所に伴いまして、こちらのいわゆる人員、また利用されている方々30名いらっしゃるわけですが、この受け入れ体制を整える中でも、また人員体制も事業のですね、継承を行った上で、令和7年10月から実施しております。8年度も引き続き同様に体制を整えた上でヘルパー支援を行うわけですが、現在この閉所に伴った1事業所の部分に関しましてはですね、皆さん受け入れ体制は受け入れているという状況でございます。

No.75 高齢者保健・介護予防推進事業【松村委員】

○松村委員 主要施策番号75番、高齢者保健・介護予防推進事業でフレイル予防に係る取り組みというふうに摘要欄に記載しています。これがどのように実施されて、どのように継続性を持っているのか、御説明をいただきたいと思えます。

○健康推進係長 健康推進課健康推進係長の田中と申します。ただいまの質問にお答えいたします。フレイル予防の内容といった部分でございますが、この事業は個別に支援をするハイリスクアプローチと集団に対して支援を行うオペレーションアプローチの2種類がございます。まずハイリスクアプローチとしましては、2年以上健診の受診がなく医療の受診もない、健康状態不明者である75歳以上80歳未満の方のお宅を訪問して、状態の確認ですとか支援が必要な方に対しては必要な支援サービスへとつなげるといった対策を行っておりますので、

切れ目のない支援につなげていきたいと考えております。また、ポピュレーションアプローチにつきましては、介護保険課で行っております介護予防事業のいきいき教室を活用しまして、フレイル予防について普及啓発、健康教育を行うとともに、また希望のある老人クラブやサロン、ともぞう倶楽部といった通いの場においても、フレイル予防のための健康教育・健康相談を実施していく予定でございます。いきいき教室では参加者に対して質問票だとかフィジカルチェックにより一人一人のフレイル状態の把握を行って、フレイルが心配な高齢者に対しては個別の事業を紹介していくというふうに支援を継続を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○**松村委員** 15番、松村でございます。お年寄りに対する努力というのは多といたします。実際に訪問してみて、そのような高齢者の皆さん、フレイルに関わる指導をするわけでしょうけれども、自発的にその後、自ら運動をするというような、そういう傾向についてはどのように評価されていますか。

○**健康推進係長** 健康推進係長の田中と申します。ただいまの質問にお答えいたします。支援をする中でですね、訪問をする中で、やはり健診を受けていない、医療も受けていないという方を、やはりその方御自身の考えもいろいろありまして健診は受けたくないという方も多くいらっしゃいますし、ただ関わりの中で健診を受けてみるわというふうに健診につながった方もいらっしゃいます。また、状況によっては認知症の症状などがあって、なかなか御自分では医療だとか支援につながりにくかった方が、支援をすることで介護保険課のほうにつながることができたりだとか、そういったサービスにつないだ方もいらっしゃいます。

No.76 子どものための教育・保育事業【佐久間委員】

○**佐久間委員** 8番、佐久間ふみ子でございます。主要施策76番、子どものための教育・保育事業についての、こども誰でも通園制度について質問いたします。補足説明資料37ページの2の新規開設予定の小規模事業所のこの施設の詳細が載っていないくて、小規模事業所の名称であるとか、また職員体制であるとか職員の人数であるとか、そういう施設の詳細について説明をお願いいたします。

○**保育給付係長** 子育て支援課保育給付係長の石井です。ただいまの佐久間委員の質問に答弁申し上げます。御質問のありました、こども誰でも通園制度の新規開設の事業所につきましては、1月にですね、公募を行った上で、現在1名の事業者、この小規模保育事業所と併設したですね、誰でも通園制度の実施するということで、事業計画を上げていただいた事業所がございます。現在認可申請を受理しております、審査をしているところですので、具体的な名称はこの場で控えさせていただきますけれども、町内の既存のですね、賃借している建物を活用してですね、実施するというで伺っております、職員体制につきましても、今回こども誰でも通園制度3名ということの定員で実施しております、併せて小規模保育事業所も12名ということの併設になっております。この利用定員に対して必要な職員数というのは保育士の資格を持っている方で最低4名の配置基準が必要でございますが、現在提出をいただいている認可申請の内容を見ますと、4人の配置が任用がもうめどが立っているということは確認しております、そちらの有資格者っていうことも確認しておりますので、この点については問題ないと考えております。回答については以上とさせていただきます。

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。この新規開設予定、誰でも通園制度の場所というのは既存の小規模事業所の中で併設して、ここに米印で同一施設で実施するということがいいんですね。はい、今の説明で理解いたしました。あとこの利用定員3名ということで、この内訳ですね、0歳児1人、1歳児1人、2歳児1人、各1人としたこの基準というのはどういうところでしょうか。

○保育給付係長 はい。保育給付係長の石井です。こちらの利用定員3人というものは、この新規事業者の職員数を確保している人数からですね、可能な受け入れ人数ということで申し出がありまして決定しているところでございます。以上です。

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。はい。先ほどの説明では1名の方が通園誰でも制度の事業に関わるという説明がありました。この方が主にこちらの事業に関わって、施設の中で対応していくということなんですね。事業所。

○子育て支援課長 子育て支援課長の吉田です。ただいまの佐久間委員の質問にお答えいたします。こども誰でも通園制度と小規模保育事業は同一の施設の保育室も同じ場所で行います。在園児合同実施というふうには書いてはいるんですけど、同時に行うんですけど、同時に行うことで、こども誰でも通園制度、本来、例えば3名のお子さんを受け入れるのであれば、保育士2名が必要なんですけど、小規模保育事業と同時に行うことで1名の保育士で可能とされております。ですので、小規模保育事業の保育士と誰でも通園制度の保育士が一体的にみんなで見えていくようなイメージになります。3名増えますけど12名と3名、15名を両方の事業所の保育士が全体で見えていくようなイメージになっています。以上です。

○佐久間委員 先ほどの説明、私がちょっと理解しがたかったので申し訳ありません。今の課長の説明で分かりました。何が言いたいかといいますと、これから始まる事業でこども誰でも通園制度を利用できるということで、この利用の申し込みというのは事前の登録制なんですか。

○保育給付係長 保育給付係長の石井です。ただいまの質問に答弁申し上げます。こども誰でも通園制度を利用する場合には、事前に保護者の方に利用するお子さんの利用登録というものを事前にさせていただきまして、登録をされた後に利用申し込みをしていただくわけなんですけど、こちらについては全国で利用されている国が提供しているインターネット上のシステムがございまして、こちらに事業所のほうからですね、利用の空き状況なども公開しておりますので、この空き状況を見ながら保護者が申し込みを前日までにしていくという形で利用していただくという流れを考えております。以上です。

No.76 子どものための教育・保育事業【松野委員】

○松野委員 9番、松野美哉子でございます。同じくこどものための教育とこども誰でも通園制度の内容なんですけれども、障がいのある子どもはどこの園でも、もしくは保護者の希望する園で通園できるのかということの一つ、まずは聞いておきたいと思います。

○子育て支援課長 子育て支援課長の吉田です。ただいまの松野委員の御質問にお答えいたし

ます。誰でも通園制度に対して障がい児のお子さんの受け入れが可能かということでしょうか。はい。一応先ほど係長から説明ありましたとおり、事前に登録していただいて利用する場合、施設の空き状況を見て申し込んでもらうんですけど、特別支援、障がいのお子さんにつきましても、今現段階では事業者と協議しておりまして、受け入れる段階で調整はしております。ただ障がいの程度とか、その辺についてはどこまで受け入れできるかは協議が必要になってくるかなと思いますけれど、今の段階では障がいがあるから受け入れできないとか、そういうふうな判断では動いておりませんので、受け入れしていく方向で考えているのかなとは考えております。以上です。

○**松野委員** はい、松野でございます。もう一つはですね、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化する目的ということになってるんですけども、今働いてる保護者の方々はですね、もしくは女性の方はですね、夜の時間帯も働いている方もいらっしゃると思うんですね。それでこれでいうと多分、定時の時間が決められていると思うんですけども、夜の時間帯の扱いについてはどう考えられますか。

○**子育て支援課長** 子育て支援課長の吉田です。ただいまの松野委員の質問にお答えいたします。このこども誰でも通園制度につきましては、多様なライフスタイルというところは保護者の方が働いてなくても、お子さんを預けられるというところでいきますと、保育園とは違って誰でもいつでも預けられるというような制度になっております。ただ、制度自体はそうになっておりますけれど、事業所は小規模保育事業所と一体の受け入れになりますので、どうしても夜間の受け入れは今の段階では保育士の確保等も難しいことから、日中の受け入れに限定させていただいて、あと月1人10時間という定めがございます。ですので、基本的には子どもの成長を促すための受け入れ施設となりますので、保護者が一時的に預けたい、働いているから預けたいというのは保育になりますので、若干その部分では意味合いが違ってくる子どもを成長するための施設になりますので、今ある施設の中で受け入れられる時間、月10時間を受け入れていきたいというふうに考えております。以上です。

No.76 子どものための教育・保育事業【宗形委員】

○**宗形委員** 10番、宗形一輝です。同じく主要施策No.76番の子どものための教育・保育事業ということで、同じくこども誰でも通園制度の料金体系について教えてください。

○**保育給付係長** はい。保育給付係長の石井です。ただいまの宗形委員の質問に答弁申し上げます。誰でも通園制度の利用料につきましては、国のほうから標準的な料金ということで、1時間300円というものが示されておりますので、この料金で設定するというように考えております。以上です。

○**宗形委員** では、今松野委員からの時間の話しありましたがけれども、小規模事業を同じくやる場所では、平日8時から18時とかの間で保育すると書いてあるんですけども、その横の補足説明資料の横の表のほうでは、こども誰でも通園制度のほうは8時から13時、1時までということで時間が少なくなっています。この理由は何ですか。

○**保育給付係長** 保育給付係長の石井です。ただいまの質問に答弁申し上げます。今回事業を

実施する新規開設の事業所の保育士の確保の観点からですね、誰でも通園制度を朝から夕方までっていうところの人員を確保するのは難しいものですから、利用時間が月 10 時間というところの時間数も少ないものですから、午前中から 1 時までの 4 時間の範囲ということで、まず設定をしたところでございます。以上です。

○宗形委員 10 番、宗形一輝です。はい、人員のためということで理解いたしました。最後に確認だったんですけども、受け入れ年齢ということでその下に米印で保育所等に在籍していない児童というふうな記載があります。これは町の保育所とか泉保育園とか、所属していない子どもという意味でしょうか。それとも何ていうんでしょうね。民間のほうの保育施設に入っている子は、使えるのかってというような、使える範囲と使えない範囲がこども誰でも通園制度の使える範囲がちょっと分からないものですから教えていただきたいと思います。

○保育給付係長 保育給付係長の石井です。ただいまの御質問に答弁申し上げます。こちらの保育所等に在籍していない児童ということの制限でございますが、具体的には公立の町立保育園であったり、私立の泉保育園の他に認可をしている小規模保育事業所、かぼのさんであったりくりとといった事業所に在籍しているお子さんについては利用はできませんが、認可外の保育所に在籍している方については、これ国の制度上なんですけども、ルールなんですけども、認可外の利用児童については誰でも通園制度は利用できるということになっております。以上です。

No.80 子ども・子育て支援事業【松野委員】

○松野委員 9 番、松野美哉子でございます。主要施策の 80 番、子ども・子育て支援事業のいろいろ相談とかに乗ってくださるという内容だと思うんですけども、町民生活部とか保健センターとかが担当になると思うのですが、そうすると就業時間があって、その時間外の相談などがあった場合はどういう対応をする予定でいらっしゃいますか。

○子育て支援課長 子育て支援課長の吉田です。ただいまの松野委員の質問にお答えいたします。相談業務は保健センターと子育て支援課の職員が連携して、この家庭センターを設置して相談業務をメインに行っていきますが、業務の中では夜に相談を行う等は今でも行っておりますし、それが保健センターと連携する場合も今後あるかと思っております。それは役場の職員が行っていくことになっておりますので、夜の勤務になれば時間外の勤務をして行う形になるかと思っております。以上です。

No.84 町立保育園 ICT 環境整備事業【江口副委員長】

○江口副委員長 11 番、江口智子です。主要施策番号 84 番の町立保育園 ICT 環境整備事業について質問をいたします。まずですね、事業の効果、2 のところの (1) 園児の写真を撮影して保護者に送ることで、保護者の安心感を提供するというこの事業の意義自体は理解をしますが、学校の現場では、今、教員が児童の写真を撮影するということに対してスマホを使えなく、私物は使えないとか、授業中の写真を撮る場合にも貸与されているタブレットを使用する、また学校のブログなどにも児童のプライバシーに配慮するという相当神経を使った対応をしている中で、幼稚園でこのようなサービスを提供するという部分で、小学校に

入ったらちょっと逆の対応になってしまうというようなことで、保護者の疑念というかですね、不満を抱かないように、そういった部分についても丁寧に説明した上で提供すべきかと思いますが、まずこの写真に撮影するものは先生たちがスマホを使うのか、それともこのICTの環境整備で購入したデバイスを使うのか。さらに保護者に対するその説明の在り方についてなど教えていただきたいと思います。

○**管理係長** 町立中標津保育園管理係長の村上です。ただいまの江口副委員長の質問に対して回答させていただきます。写真の撮影に対しましては、各クラス1台タブレットのほうを配りまして、それで写真を撮ってアプリを通して保護者に送信、配信するという形をとっております。保護者に対しての説明だったんですけども、今、ちょっと問題になっているネットでの勝手に載せたりとかといった問題がございますけれども、その点に関しましては丁寧に説明いたしまして、事業を行っていきたくております。以上です。

No.86 児童デイサービスセンター運営管理事業【佐久間委員】

○**佐久間委員** 8番、佐久間ふみ子でございます。主要施策86番、児童デイサービスセンター運営管理事業について質問をいたします。このたび、来年度心理士1名増となり、採用予定になりますが、この新規で採用予定の心理士の方は北海道委託事業のスクールカウンセラー派遣事業のほうにも派遣されるということでございますが、この心理士の方の勤務体制について説明願います。

○**児童デイサービスセンター主査** 児童デイサービスセンターの高田と申します。御質問にお答えいたします。スクールカウンセラー業務については、令和8年の8月頃からの開始を予定しています。4月から7月までの期間については準備期間というふうに位置づけておまして、新たに採用する新職員がセンター業務ですとか地域の支援体制を理解しながら、利用児童や相談内容の整理ですとか、学校との連携体制の確認などを進める予定としています。当センターではこれまでも発達相談や療育支援を通して、町内の学校と継続的には連携をしておまして、各学校との連携体制は一定程度確保されているかなというふうに思います。そのためですね、今回のスクールカウンセラーの業務は新たに一からというよりは、これまでの連携を基盤として学校支援を充実させていくという形になるかと思っています。以上です。

○**佐久間委員** 8番、佐久間ふみ子でございます。ただいまの事業の連携もして、学校との連携も相談業務もしているということでございました。そういったことで、心理士の方が学校、スクールカウンセラー派遣事業の業務のほうに行かれるということで、児童デイサービスのほうの運営とか事業とか、そういった相談業務に影響というか支障といいますのはないのでしょうか。

○**児童デイサービスセンター主査** はい。児童デイサービスセンター高田です。新しく心理士が1名増になる予定ですので、その辺りの業務の振り分けですとか調整して進めてまいりたいと思っておりますし、他にも当センター、作業療法士ですとか言語聴覚士、保育士がおりますので、他のスタッフとも合わせて、全体の業務のバランスを見ながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。支障は特にないということで答弁でございましたけれども、聞くところによりますと、高田先生が答弁されてですね、いますけれども、近年、特に発達支援事業において相談業務が増えて、今50名の利用人数もいるということで、本当にそういう仕事に多忙を極めてるといいますか、そういうのもちょっと聞くこともあるんですけど、そういったところで言いにくいかもしれないんですけど、せつかくとかうようやく心理士の方が1名増となって、これだけの児童相談業務を分担して、本当に事業を円滑にいくためには、専任でそのまま児童デイサービスの業務に専念していただくということにはできないのか。はい。

○町民生活部長 町民生活部長石垣でございます。ただいまの御質問にお答えをさせていただきますと思います。児童デイサービスセンターの役割については、ただいま佐久間議員が御指摘のとおりと思っております。これまでも相談業務、心理士1人とあと作業療法士、言語聴覚士で担ってきたわけですが、おっしゃるとおり近年、だんだんと相談業務が増えてまいりまして、今のままでは手が回らないといったことの判断のもとから、心理士1名の増員ということで、令和6年度から人員増に向けて取り組んでまいったところでございますけれども、たまたま今回採用するということになりましたことから、相談業務を充実させていけるかなというふうに思っております。こちらのスクールカウンセラーの事業が児童デイサービスセンターで行うことになった経緯についてでございますけれども、こちらについては現行のスクールカウンセラーの方が、今年度末をもちまして退任をされるというところでございまして、全道的に見ましてもスクールカウンセラー業務を担える心理士というのは非常に少ないものでございます。管内においては心理士が配置されているのは当町のみというような状況でございますので、この資源を活用して学校の相談業務にあたりたいという教育委員会からの意向もございまして、今回、心理士の増員に併せてそちらのほうの、余力があるわけではございませんけれども、町の子どものために何がよいかという判断のもと、お引受けをさせていただいたというような経緯になってございますので、御理解をいただければというふうに思います。以上になります。

No.86 児童デイサービスセンター運営管理事業【松村委員】

○松村委員 15番、松村でございます。同じく86の児童デイサービスセンターの運営管理事業についてお聞きします。過去の厚生常任委員会が町民から承りました請願の中にこのテーマがございまして、それを調査した結果、この過重労働に関わる人数の増加ということが必要であるという部分の採択をいたしたところでございまして、その当時の御答弁、この心理士というのは非常に有資格者が少なく、採用に努力するんですけども、時間がかかるだろうというお話しがございました。今回それが実現したことについては、非常に慶賀であると思うんですけども、この方について、採用の新卒なのか、それともどっかの事業所にいらした方に来ていただいたのか、その辺のことについてももしお聞かせいただければ幸いですけれども。

○町民生活部長 臨床心理士の採用にあたりましては、令和7年の3月より大学回りを進めさせていただきまして、各養成校を回らせていただいております。その中でいろいろなお話しをいただいて、先ほどの松村委員のほうからお話しもありましたように、なかなか有資格者が少ないという状況の中で募集をしてまいりました。このたびの採用につきましては、社

会人経験の方で30代の方、女性、この方を採用するというので、4月1日からの勤務を予定しているところがございます。以上になります。

No.86 児童デイサービスセンター運営管理事業【阿部沙希委員】(関連)

○阿部沙希委員 関連して主要施策No.86、児童デイサービスセンター運営管理事業に関して、心理士のスクールカウンセラーについてお伺いいたします。まず確認ですが、令和8年度予算、予算説明資料の8ページに記載のある心理士1名の増員についてです。この心理士は教育委員会の主要施策No.208、児童生徒の安全・安心サポート事業において、スクールカウンセラーとして学校へ派遣される児童デイサービスセンターで採用予定の心理士と同一人物であるという理解でよろしいでしょうか。

○児童デイサービスセンター主査 児童デイサービスセンターの高田です。同一人物で間違いございません。以上です。

○阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。同一人物ということで再質問させていただきます。令和6年度決算ではスクールカウンセラー活用事業として55万5,520円を計上し公認心理士を学校へ派遣しています。一方で令和8年度予算では約50万2,000円の減額となっています。これは令和8年4月から児童デイサービスセンターで採用予定の心理士がスクールカウンセラーとして学校へ派遣されることにより、従来のスクールカウンセラー活用事業の経費を減額したものと理解してよろしいでしょうか。

○町民生活部長 そちらの予算につきましては教育委員会所管になりますので、この後、御質問いただければと思います。以上になります。

No.89 保健福祉職養成修学資金貸付事業【阿部沙希委員】

○阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。主要施策No.89、保健福祉職養成修学資金貸付事業の保育士等の確保について質問させていただきます。現在、保育士不足が深刻化する中、人材バンクの機能のほうはどうなっているのでしょうか。また、貸付枠の大幅な拡大や月額単価を引き上げるお考えはありませんか。

○保育給付係長 子育て支援課保育給付係長の石井です。ただいまの質問に答弁申し上げます。まず保育士人材バンクを活用した保育士人材の確保ということで、令和7年度からこの事業を実施しております。現時点での登録者につきましては2名の登録がございます、内訳としては保育士の資格を持つ有資格者が1名、また無資格の方も1名ということとなっております。いずれにしても今現在、認定こども園であったりというところで就労をしているというところ、人材の確保には一定の効果があったと考えております。また、貸付事業の単価の見直しでございますけれども、12月の議会において、この保健福祉職養成修学資金の貸付条例、新たに制定いただきまして、保育士以外の資格につきましても拡充したところがございます。この中で保育士につきましては従来の月額5万円というところで増額はしておりません。今後金額の見直しというところは考えておりませんが、今回、この条例に伴いまして貸付期間を従来の2年間の縛りから養成機関の就業年数まで、最長大学の場合ですと4年

間貸付が受けられるということで、総額、大学の場合ですと従来の2年間から4年に倍増しているというところでの貸付の増額ということにはつながっておりますので、これ以上の見直しということは考えていない状況でございます。以上です。

○阿部沙希委員 人材バンクと貸付単価のほうは理解いたしました。再質問いたします。2番、阿部沙希です。こちらの事業は主に保健福祉職の資格を取るための修学支援と認識しておりますが、まずは資格を取ろう、町に戻って働こうという若者の心をつかむことや、夢を応援する姿勢が何より大切だと考えますが、専門職を目指す若者の人数とこの貸付額は若者が望むものと合致している内容になっているのかを教えてくださいたいです。

○町民生活部長 町民生活部長石垣でございます。ただいまの若者が希望する金額と合致しているかという御質問に対して御答弁申し上げます。調べたわけではございませんので、合致しているかどうかというのは判断基準を持ち合わせてはございませんけれども、全道の状況を調べた中でいきますと、おおむね保育士については5万円というところの市町村が多ございました。保健師につきましても10万円というところが多ございましたので、そちらを採用しているというような状況でございます。先ほど係長のほうからの答弁もございましたとおり、今のところの改正を考えてはございませんけれども、今後の社会情勢ですとか物価の上昇等につきまして、この金額では不足するというようなことが見込まれる場合については、検討を重ねたいなというふうに思っているところでございますので、御理解いただければと思います。以上になります。

○阿部沙希委員 はい。2番、阿部沙希です。はい、理解いたしました。保育士等の枠で見ますと備考欄には新規が2名、継続が4名分とあります。もし若者が目指して望むものと合致しているのであれば、この数字はもっとぐんと伸びてくるはずなんですけれど、保健福祉職を目指そうと夢を持って町を出て町に帰ってくるっていうこの若者支援に対して、もっと対価があってもいいんじゃないかなと考えるんですけど、この保育士不足の中、この保育士等を目指す本事業を利用したいと思う若者支援については、お考えありますでしょうか。

○子育て支援課長 ただいまの阿部委員の御質問にお答えいたします。保育士等の予算につきましては、新規分2名と継続4名となっておりますが、毎年新規2名分というところで予算としては確保しておりますが、応募があった際には昨年もそうでしたけど、4名の応募があったことから2名分補正させていただいて4名の貸付をさせていただいたところです。保育士については不足しているっていう状況が続いていることから、今後も不足している状況と申し込み状況が合致すれば、申し込みがあれば補正して対応していければなというふうには考えております。当初予算では2名ということですけど状況によって対応していきたいというふうに考えております。以上です。

No.89 保健福祉職養成修学資金貸付事業【高橋委員】(関連)

○高橋委員 補足説明資料の48ページに主要施策番号で89番と102番と一緒にしているんですけど、質問したいのは、今中標津町に住民としている岩谷学園の日本語学校の生徒、それとそれが卒業していくときになると思います。それとIT専門学校で今勉強している外国人の生徒たち、この方たちにはこの制度っていうのは適用されるんですか。

○**介護保険係長** 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの高橋委員の御質問にお答えします。貸付対象としましては、将来中標津町内で保健福祉職として勤務をしようとするものとしてございますので、日本人外国人関わらずに保健福祉職として勤務しようとする意思がありましたら、貸付は可能となっております。以上です。

○**高橋委員** 副委員長、すみません、もう1回確認させてください。今中標津町にいる来日してきている住民として扱っている外国人、岩谷学園とあとIT専門学校あるんですけど、その学生たちはこの制度に該当するんですね。するということでもいいんですね。

○**介護保険係長** 介護保険課介護保険係長の我妻です。岩谷学園の生徒ですとかIT専門学校につきましては、保健福祉職の資格を取得する目的として在学しているわけではございませんので、その生徒が将来、保健福祉職を目的として進学、また専門学校等に進学された場合は対象になります。今いる生徒は日本語学校ですとか、介護福祉士の勉強をしているわけではございませんので、そちらについては対象にはなりません。以上です。

○**高橋委員** 12番、高橋善貞です。どうもちょっと答弁が分からないんですけど、例えば来年の春、岩谷学園日本語学校を優秀な成績で卒業して、日本語の検定も上位のものをもって合格している。その方が中標津町に戻ってきたい。しかも福祉関係の仕事を学校に行って戻ってきて介護福祉士になりたいというような方は、適用になるんですか。

○**町民生活部長** 町民生活部長石垣です。ただいまの質問に御答弁申し上げます。適用になります。この貸付事業につきましては国籍ですとか居住地をうたってはございませんので、どこに住んでいても国籍も問いませんので対象となります。以上になります。

No.91 地域保健指導推進事業【松村委員】

○**松村委員** 15番、松村康弘でございます。主要施策No.91番、地域保健指導推進事業、その摘要欄の中になかなか健康なかしべつ、括弧して健康づくり推進計画推進事業とありまして、健康ポイントを提供している事業なんですけど、これの最近の状況、利用者数とか協賛してくれる企業とか、そういう部分について粗々の説明をいただきたいのです。

○**健康推進係長** 健康推進係長の田中と申します。最近の状況でございます。まず令和6年度実績でのポイント応募者数は549名となっているのと、今年度の1月末時点での応募者数につきましては315名の応募となっております。協賛していただいているところにつきましては、今年度から明治安田生命保険相互会社様からも協賛をいただいております。それ以外にも住友生命さんですとか中標津町商工会様、計根別農協、中標津農協、スポーツ振興財団様からも御協賛をいただいております。以上でございます。

○**松村委員** 15番、松村でございます。この制度というか事業に応募する町民の数が減ってきているというところなんですけれども、私自身も毎日プールに通いまして、最初の頃これに応募して万歩計のついてる腕時計をいただきました。1回いただくと、次はもういただけないかなというか、同じことでまた申請をしても仕方ないかなということで、そうするとこの事業というのは主に体育館とかプールとか、そういう施設を使って施設の利用回数に応じて

ポイントを申請するわけですから、おおよそ決まった人たちが、それも1回もらうと次遠慮しようとなるとだんだん減ってくるということになるんじゃないかなと思うわけです。それで何が言いたいかというと、今これから運動習慣化促進事業というのが出てまいりますけれども、いわゆる高齢者の皆さんに自宅にいて、もしくは自宅に近いところで運動してもらえる。今国内ではスマホの普及によってスマホ自身が万歩計の替わりをして、それを情報発信できるような、そういつてそれをスーパーマーケットとか出て買物の点数としてポイントに当たるといふ、こういうのがですね、すごく普及していて、お年寄りにも評判よろしゅうございます。そこへ今お話しを伺うと企業の参加については増えているということなので、そういう意味ではこの事業を拡大してそこにつなげていく研究というのが必要じゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○健康推進課長 健康推進課長の坂井です。ただいまの松村委員の質問に御答弁いたします。まず、なかなか健康なかしべつポイント事業の応募状況につきましてですけれども、今ちょっと減っているというお話しでしたけれども逆でして、実は増えている状況になります。令和3年の実績ですと345名、令和4年の実績ですと456名、令和5年実績ですと532名、令和6年実績ですと549名という形で若干伸びている状況でございます。うちのほうでもですね、なかなか健康なかしべつ、ポイントの部分でアプリ等の検討をちょっとしていたところですが、応募している方の年齢が60代70代という方が結構多くて、その方のちょっとスマホの関係ですとか使い方だとか、そういったことをちょっと検討した結果、取りあえず紙で皆さん出していただいているっていうことが多かったんで、今の状況をそのままちょっと続けているという状況でございます。以上です。

No.91 地域保健指導推進事業【松野委員】(関連)

○松野委員 9番、松野でございます。関連で今のポイント事業なんですけれども、令和6年で549名ということでした。健診を受けたときにポイントがまず健診を受けましたよということでポイントがつくと思うんです。その他に運動活動、施設とかで運動するとポイントつけていくという、それは昔はそこで判を押してもらうとか以前はね、だったんですけれども、今は個人で確認しながら自分でこう書いていくっていうことになっていきますよね。そこで多分、そのところで面倒くさくて出さないっていう人も私の知り合いの中にも結構いるんですよね。事業のポイントの確認をして出さないっていう。もったいないですよね。健診を受けている人はそれなりに人数いらっしゃると思うんですけれども、そこら辺と結びつけるっていうところをしっかりとっていったらいいのではないかなと思うことと、提出の仕方、さっきスマホとかでね、提出するとか何かそういうことも考えていったらっていうのもあると思うんですけれども、何ていうのかな、そのポイント取るという、取っていただくっていうことを目的にするのではなくて、最終目的はやっぱり運動していただくっていうところにつなげていくことだと思うので、そういうところをもうちょっとしっかりと把握して、体育館とかいろんな施設を利用している方の人数と合致してるのかどうかとか、参加するしないは各個人の認識だと思うんですけれども、それでもそれを利用している方がどれだけいるかと、健康事業とかと結びついてくる場所だと思うんですよね。だからそういうところを・・・

○江口副委員長 松野委員、質問内容を簡明に願います。

○松野委員 はい。すみません。体育館利用などの施設利用者の人数などを確認して、もっとそちらへアピールしていく方法などを考えてはいかがかと思いますが、いかがです

か。

○**健康推進課長** はい。健康推進課長の坂井と申します。ただいまの御質問にお答えいたします。今おっしゃったとおり健診受ければポイントつく、体育館ですとかそういったところを利用すればポイントつく、その他に自分で運動習慣の目標を立てて、それでもポイントつきますし、御自分で御自宅で運動するっていうことについてもポイントをつけるっていう事業になってございます。ですので、体育館に行ったイコール運動しているのではなくて、一定数御自宅で運動しているっていう方もいらっしゃいますので、それにもポイントを付与するといった取り組みをしておりますので、そういった方々も、結局ポイントつけば御自宅で運動するといった習慣が身につくということも含めまして、そういうポイントのつけ方をしているところでございまして、御理解願いたいと思います。以上です。

○**松野委員** 松野でございます。そういうふうにして確認しながら活動している人もいらっしゃると思うんですね。それで550名弱の提出しかないということになるんですね。もっと増やす施策を考えていくことをしてはいかかかなというところなんですけれども。

○**健康推進課長** はい。今の御意見を賜りまして、これから周知含めて皆さん運動習慣つけられるように検討してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

No.96 予防接種等事業【松村委員】

○**松村委員** 15番、松村でございます。主要施策No.の96番、予防接種等事業の中に、高齢者に対して高用量インフルエンザという、今まで聞いたことのない言葉が入っています。この高用量インフルエンザというのはどのようなものなのか。これを高齢者に接種をさせようとする場面における料金とかそれに対する補助とか、そういう部分について説明をいただきたいのです。

○**管理係長** 健康推進課管理係長の宮崎です。ただいまの御質問にお答えいたします。高用量インフルエンザワクチンにつきましては、現在65歳以上の高齢者を対象といたしまして、予防接種を行っております標準量のインフルエンザワクチンに対しまして、各株のHAと呼ばれる成分が4倍含まれているものとなります。標準量に対しまして、より高い予防効果などが期待されているものであります。それで金額といたしましては、まだワクチンのほうが発売になっていないものでして、具体的な金額がまだちょっと確定はしていないんですけれども、約1回9,000円ほどとなっております。自己負担額といたしましては、9,000円中、現在の標準量と同じように4割の自己負担という形となっております。以上です。

○**松村委員** はい。説明を聞いておおむね納得いたしました。まだ発売されていない新しいワクチンで予防効果が高いということなので、これが手に入るようになったら積極的に町民あたり特に高齢者あてに広報をして、今でもインフルエンザにかかって云々中標津保健所の範囲内でそういう話を頻繁に聞きますので、ぜひ努力をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○**管理係長** はい。健康推進課管理係長宮崎です。そうですね、今標準量のワクチンが65歳以

上で今度から高用量に関しましては75歳以上が定期接種の対象となっておりますので、また10月から接種開始になりますので、その前に広報紙やホームページなどを活用して周知を行っていきたいと思っております。以上です。

No.98 運動習慣化促進事業【武田委員】

○武田委員 1番、武田開人です。主要施策No.98番、運動習慣化促進事業について、この事業の事業評価の方法として、その数値目標について、今設定してるものがあればお答えをお願いします。

○介護支援係長 介護保険課介護支援係長下柘棚です。ただいまの御質問について御説明申し上げます。数値目標としましては、現在ですね、2025年の町民アンケートによるスポーツに取り組んでいる町民の割合というのが39.5%というのが現状です。これをこの事業を行うことで町民のスポーツに取り組んでいる割合を50%、ここを目指したいという数値を今数値としては出しています。以上となります。

○武田委員 再質問させていただきます。50%というのは、いつを目標に達成する数値になりますか。50%の目標がいつの時点での目標になるのか。

○介護支援係長 介護支援係長下柘棚です。まだこの事業が今年度取り組むにあたって、まだ開始していない事業ですので、ちょっといつを目標に50%っていうのはまだ決めていない状況です。以上でございます。

○武田委員 再質問させていただきます。39.5%という数値が2025年の町民アンケートで出ていますが、次回の町民アンケートのタイミングっていうのはいつなのか、今把握していませんでしょうか。

○介護支援係長 介護支援係長下柘棚です。ただいまの質問について御説明します。町民アンケートは毎年行っていますので、この事業が開始したときにまた検討したいと考えております。以上でございます。

○武田委員 再質問させていただきます。今、町民の運動している割合を50%まで引き上げるということでしたが、それに対するこの事業を通しての何ですかね、実施の計画というか具体的にどれぐらいの規模でこういったものをしていくのか、ちょっとこの補足説明資料の中では分からなかったんですけども、具体的にこういった規模を想定されているのか御説明をお願いします。

○介護支援係長 介護支援係長下柘棚です。ただいまの質問について御説明申し上げます。スポーツ基本法の理念として、スポーツを通じて国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現とされています。スポーツ基本法第4条には、地方公共団体は基本理念に則りスポーツに関する施策に関し国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し及び実施する責務を有するとされています。8年度に関しては、地域おこし協力隊を配置し、運動・スポーツ習慣化促進事業の実行委員会

の設立に向けた準備を行います。また、運動スポーツ習慣化促進事業の取組内容、実施機関の検討、介護予防事業の拡大として、シルバーリハビリ体操指導士養成に向けた体制の構築、現在行っている中標津町機能訓練事業の拡大、また、企業訪問により肩こりや腰痛など職業病予防の調査やコンディショニングの啓蒙活動、町民の運動機会の確保や運動に対する興味関心が持てるよう、シルバースポーツセンターでなかなかコンディショニング交流会を定期的に開催したいと計画しております。説明は以上でございます。

○武田委員 再質問させていただきます。その頻度ですね、取り組みの頻度について具体的にどの程度想定されているのか、お答え願います。

○介護支援係長 介護支援係長下柵です。地域おこし協力隊配置後にですね、今年度中に運動・スポーツ習慣化促進事業の実行委員会設立に向けた準備を行っていくんですけども、これに関しては早急に対応したいと考えています。その他、現在行っている機能訓練事業に関しては、現在、理学療法士の須藤一人で対応していますが、地域おこし協力隊、トレーナーを採用しますので月100人の利用者のところを月150人を目指して対応したいと考えております。また、企業訪問による肩こり腰痛などの職業病の予防の調査は今年度中に開始予定でございます。あとは町民の運動機会の確保、運動に対する興味関心が持てるようにということで、なかなかコンディショニング交流会に関しては、シルバースポーツセンターで4月から11月まで、ちょっと冬場は寒くてちょっと使える状況ではないと思いますので、4月から11月まで毎月1回開催予定としています。以上でございます。

○武田委員 事業内容のところについて、また質問させていただきたいのですが、先ほど御答弁にもありました運動・スポーツ習慣化促進事業というのは、この運動習慣化促進事業とはどういうふうな違いがあるのでしょうか。

○介護支援係長 はい。介護支援係長下柵です。ただいまの質問に御説明申し上げます。運動・スポーツ習慣化事業はスポーツ庁で行っている事業で、地域の実情に応じて地方公共団体が実施するスポーツを通じた健康推進に資する取り組みを支援する補助事業であります。中標津町でも体制整備を進めるために行政や地域、関係団体が一体となり、効率的、効果的に取り組みを実施することができる連携協働体制の整備を行うことができる実行委員会の設置を行っていく予定となっております。以上でございます。

○武田委員 再質問させていただきます。この運動・スポーツ習慣化促進事業には、この実行委員会の設置というのが必要になってくるのでしょうか。その際の実行委員会の構成員の大体想定しているところというのを伺いたいのと、すみません、合わせてですけれども、事業内容の1番が実行委員会の設置の準備と町内運動施設の利用者増に向けた関係部署協働体制の構築というふうになっているんですけども、地域おこし協力隊の方が例えば4月1日から赴任できたとして、いきなり外から来た地域おこし協力隊の方がこの実行委員会の設置の準備と関係部署協働体制の構築というのは果たしてできるものなのでしょうか。

○介護支援係長 はい。介護支援係長下柵です。当然地域おこし協力隊の方1人でやることではないですので、うちの理学療法士の須藤を中心に地域おこし協力隊と介護支援課で協力してやっていきたいと考えております。実行委員会に関してですけれども、介護保険課もそ

うですし、現在中標津町で健康ですとかスポーツっていう部分に関しては、例えば我々介護保険課で介護予防事業を行っていたり、保健センターで生活習慣病予防ですとか健康増進を行っています。また、体育館ですとか教育委員会のほうで運動教室など各分野でいろいろな運動健康という部分に取り組んでいるところでございます。こういった各セクションごとでやっていることを、実行委員会でメンバーに入っていて、横のつながりですとかそういうつながりが持てるようにということで、実行委員会のメンバーは検討中でございます。以上でございます。

No.98 運動習慣化促進事業【平山委員】

○平山委員 5番、平山光生です。同じく98番、運動習慣化促進事業について質問させていただきます。先ほど武田委員の質問に対する答弁で、1人で実施するわけではないということで地域おこし協力隊員が前提といいますか、予算が組まれていますか、地域おこし協力隊員の方が着任するめどというのは、もう既に立っているのでしょうか。

○介護支援係長 介護支援係長下柘棚です。地域おこし協力隊の面接は既に終わっております。予算の確定後にですね、内定通知を出す予定となっております。以上でございます。

○平山委員 5番、平山光生です。それでは4月の着任、予算が終わってからということで何月着任を予定されていますか。

○介護支援係長 介護支援係長下柘棚です。ただいまの質問について御説明申し上げます。4月1日より着任という予定となっております。以上でございます。

No.98 運動習慣化促進事業【松野委員】

○松野委員 はい。同じく運動習慣化促進事業について伺います。今の平山委員の質問にトレーナーはもう面接は終わっているということだったんですけども、そのトレーナーに入る方は、資格などはどんなものをお持ちなんですか。

○介護支援係長 介護支援係長下柘棚です。ただいまの質問について御説明申し上げます。トレーナーの方の資格に関してですけれども、ちょっと結構たくさんあるんですけど、いいでしょうか。はい。大きいものでいきますと、日本ストレッチング協会認定ストレッチングトレーナーパートナー、日本スポーツ協会公認スポーツコーチングリーダー、R-o-d-y認定コンディショニングコーチ、JCCAベーシックインストラクター、NPO法人日本トレーニング指導者協会認定認定トレーニング指導者が大きい資格かと思えます。以上でございます。

○松野委員 9番、松野です。再質問いたします。この事業のですね、中で、対象者が町内に住所を有する者、町内で働く者及び町内で学ぶ者、介助や支援を必要とする方などのような項目があると思うんですけども、そうするともう学ぶ者っていうと、もう小・中学生から、それから介護を受ける方っていうと高齢者までっていう大きな範囲であって、ほとんど全町民が対象であるというふうに捉えられるんですけども、そのような考え方でよろしいでし

ようか。

○**介護支援係長** 介護支援係長下柘棚です。その考えで間違いありません。以上です。

○**松野委員** 松野です。再質問いたします。それでトレーナーが配置されることによって、町内の運動施設での利用者増に向けた関係部署との体系、先ほどまでいろいろ説明いただいたんですけども、事業実施場所としてシルバースポーツセンター、体育館、総合福祉センターなど、などというような書き方になっているんですけども、町内の運動施設であるかと思いますが、そうすると市街地、町の中にある施設が多いかと思いますが、そうすると計根別とか開陽、武佐、西竹、俣落などの通ってくるのに時間や交通のものを使わなければいけないような方々に対しての対応について、下のほうにちょっと書いてあったんですが、その方が回って歩くってということですか。指導して歩くという考え方でいいでしょうか。

○**介護支援係長** 介護支援係長下柘棚です。ただいまの御質問について御説明申し上げます。現在、まだどういうふうに地方っていうか、当然出向いて行って訪問してやるってことは当然考えていますし、先ほどもちょっと話しに出ていたシルバーリハビリ体操指導士の育成、これは地域で運動指導できる高齢者を育てる育成方法になります。なかなか出向いて行ってというのは回数が限られていますので、そういった方を養成して、各町内会ですとかサロンですとか、老人クラブで体操していただくってことを検討していますので、最初は当然、理学療法士、トレーナーが出向いて行く場面はありますけれども、理想としてはシルバーリハビリ体操指導士を増やして行って、各老人クラブとかの団体で運動を継続してやっていけるようにってというのが事業の一つであります。以上でございます。

○**松野委員** 9番、松野でございます。再質問いたします。シルバーリハビリ体操指導士というのは、何か大きな資格などに結びついたような内容があるんでしょうか。もしくはこの町独自で施行されるような資格になるんでしょうか。

○**介護支援係長** 介護支援係長下柘棚です。すみません、ちょっと私のほうでそこまで詳しく分からないんですけども、予定としてはうちの理学療法士の須藤がこの指導士を希望する方を募って、指導方法を指導していくってことで話しは聞いています。以上でございます。

No.98 運動習慣化促進事業【江口副委員長】

○**江口副委員長** 11番江口、同じく運動習慣化促進事業について質問をいたします。先ほどの答弁の中で地域おこし協力隊は4月1日から着任予定であるということでありました。事業内容を見ますと結構大変かなというふうに思っておりましたが、そこに先ほど機能回復訓練も利用者を150人に拡充していくというお話がありました。この地域おこし協力隊が例えば年度の途中でやめてしまったですとか、それから3年いてくれたその先に同じような力のある方が配置されると継続は可能かなというふうに思うんですが、そこら辺の途中で欠けてしまった場合にどうするのか。それから長期的にはこれを3年間やっていくわけですけども、そうした最終的に目指しているところ、ビジョンというかを教えていただきたいと思えます。ビジョンというのはですね、例えば3年任期を終えたその方に、このまま例えば残っ

ていただいて、同じように事業を継続していく方向を目指すとか、そういうような意味合いで。

○**介護保険課長** 介護保険課長の田中です。ただいまの江口副委員長の御質問にお答えします。まだ、実際には地域おこし協力隊の御本人に会っていませんので明確なことは言えませんが、私どもの考えとしては、3年の任期終わったら引き続き町に残ってこの事業に協力していただきたいとは思ってはおります。あと先ほどの途中でやめたりした場合のことについてですが、当然この事業は町としてやっていかななくてはならないと思っっていることですので、補充とかどのように対応するかというのは、そのとき考えていきたいと思っております。以上です。

No.98 運動習慣化促進事業【松野委員】(再)

○**松野委員** はい。先ほどトレーナーの面接はもう終わったということだったんですが、すみません、ちょっとさっきのところで聞き忘れたというかなんですけれども、その方の運動指導経験はどのくらいあるのかなっていうのをちょっと確認したかったんですけど。年齢でもいいです。大体。運動指導士って人の体に効果を与えていくには、ある程度の運動指導経験がなければかなわないと思うんですけれども、そこでちょっとどのくらいの経験なのかなっていうのを確認したかったんですけど。

○**介護保険課長** はい。介護保険課長の田中です。今回着任します地域おこし協力隊の方は、現在トレーナー養成の学校に席を置いています現役の学生であります。今年の春卒業予定です。ただ面接等で確認したところ、当然トレーナーの資格を取る上で実習がありますので、そちらでスポーツ指導の実習、本人は具体的にはサッカーのほうの指導をしてきたと言っておりますので、当然、学生さんですけれども、先ほど言ったように各種様々な資格を取得していますので、実習等の経験も積んでおりますので、あとはうちの須藤と一緒に行ければ、十分能力はある方だと思っております。以上です。

No.100 母子健康診査・相談等事業【松村委員】

○**松村委員** 15番、松村でございます。施策番号100番、母子健康診査・相談等事業というところで、摘要欄に産婦健康診査、産後ケア事業の括弧の中に宿泊型という記述がございます。これはあとこの事業全体の流れを説明していただきたいのと、宿泊型に対象とする場所はどこなのかをお話し聞かせていただきたいと思っております。

○**母子健康係長** 母子健康係長の西山です。ただいまの松村委員の質問に対してお答えいたします。産後ケア事業につきましては、退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行って、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的としています。対象としましては、中標津町民で産後1年未満の母子の方が対象となっています。利用の流れについては利用される方からの御希望を伺って、宿泊施設というのは町立中標津病院、あと釧路市のイコロ助産院ほうに宿泊型の委託をしておりますので、そちらのほうを希望施設に利用していただく形となっております。以上です。

No.103 環境保全推進事業【松村委員】

○松村委員 15番、松村でございます。主要施策の103番で環境保全推進事業、昨年9月に一般質問をいたしまして、西別川に係る水質保全に係る講演をお聞きしました。農業高校の先生もされていた佐々木先生でいらっしゃいますけど、その先生をお招きして標津町と共催で中標津で勉強会講演会をしたらどうですかという提案に対して、経済部長にしているんですけども、この部分で聞くとすれば、環境保全推進事業の中の話なので、標津町とのお話しは進んでいるのでしょうかという質問になります。いかがでしょうか。

○生活課長 はい。生活課長の田中でございます。御答弁申し上げます。今松村委員おっしゃられたとおり、経済部のほうで対応を検討していた案件かと思ひまして、環境保全推進事業ということで生活課のほうに、今お話しありましたけれども、標津町との協議等を含めて経済部のほうになっていると認識しております。以上でございます。

○松村委員 はい。現状ではそうすると経済部と町民生活部の間では、これに関しての議論というのはないというふうに理解してよろしいですね。

○生活課長 生活課長田中でございます。御答弁申し上げます。お見込みのとおりでございます。

No.104 地球温暖化対策実行計画推進事業【長渕委員】

○長渕委員 4番、長渕豊です。主要施策No.104番、地球温暖化対策実行計画推進事業について伺います。2年間の調査ですけれども町内事業者の実績や、また牛のげっぷというのもカウントするのでしょうか。

○環境衛生係長 はい。環境衛生係長の石崎です。御答弁申し上げます。地球温暖化対策の実行計画推進事業ということで、令和8年度予算要求をしておるところでございます。こちらについてはですね、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき努力義務とされているもの、また、中標津町、令和5年の3月にゼロカーボン宣言を行っていることなどから、あと議会の御質問などを踏まえ、今年度から始めるものでございます。内容につきましてはですね、今年度に関しては二酸化炭素の排出量の算定ですとか、地域再エネ、この地域のポテンシャルの調査を行うものとなってございまして、具体的な議論につきましては、審議会を開催して行うものを予定をしておりますことから、その中で様々な議論がされていくものと考えておりますので、その中で議論になっていくものというふうに考えてございます。

○生活課長 生活課長の田中でございます。補足で御答弁申し上げたいと思います。牛のこの酪農地域の酪農乳牛のげっぷの話がありまして、非常に鋭い視点かなと思っております。実は内部でもそのようなげっぷをすることの影響で二酸化炭素排出しているんじゃないかというのは、これは事実かと思ひますので、ただそれを今係長答弁あったとおり、これから具体的に対象ですとかいろんな調査をしていくという中で、まだそこをしっかりとやっていくんだという方針は示されておられませんけれども、今後、審議会等々でこの話題をちょっと検討していきたいと思っております。以上です。

No.104 地球温暖化対策実行計画推進事業【宗形委員】

○宗形委員 10番、宗形一輝です。同じく104番、地球温暖化対策実行計画推進事業ということで、例えば役場とかもそうですけれどもLED化されていて、今年度で役場は完了するというようなお話を昨日聞いたところですけども、町有施設等々あるかなと思うんですけど、そのLED化、あとどれくらい残っているのか教えてください。

○生活課長 生活課長の田中でございます。御答弁申し上げます。LED化とひと括りにできない部分がございます。照明、街路灯ですとか防犯灯の関係、こちらのほうは、おおむね終わっているといいますか、8年度でおおむね完了するかなというふうには見込んでおりますが、やはり役場全体で見ますと、庁舎ですとか管理建物、外局含めて相当な建物、外灯があると思います。やはり優先順位つけながら徐々にやっているのかなというふうには思っておりますが、我々、地球温暖化のほうの担当でございますが、施設全ての把握はちょっと今持ち合わせておりませんが、町有会館ですとか少しずつ計画的にLED化していきたいと思っております。全体の率というのはいちよつと把握しておりませんが、役場庁舎ですとか利用頻度含めて、ある程度優先順位をつけながら進んでいるのかなというふうには認識しております。以上です。

○宗形委員 はい。全体を把握していないということです。では町民生活部で把握されている部分は、あとどれくらい残っているんですか。

○生活課長 生活課長の田中でございます。役場全体の話しを今させていただきましたけれども、町民生活部としてもですね、各部局ではある程度把握しているとは思いますが、生活課としては全ての施設は同じように把握しておりません。以上です。

○総務部長 はい。総務部長の板橋でございます。町有施設全体っていうことで若干補足させていただきたいと思いますが、今回の8年度の予算で例えばシルバースポーツセンターですとか開陽台展望館ですか。あちらのほうのLED化進めるんですけども、まだLED化できていない施設といたしましては、例えば給食センターがまだ終わっておりません。また、計根別の畜産食品加工研修センターも終わってございません。あと公園系は全て未着手という状況。あとまた生活課長からもありましたけれども町有会館ですね、こちら未着手となっておりますが、一般的に多くの町民が利用する施設については、8年度の工事でおおむね完成はするんじゃないかなと思っておりますけれども、令和9年の蛍光灯の製造中止も踏まえてですね、今後必要に応じて追加しながらですね、整備進めていきたいというふうに思っております。

○宗形委員 はい。優先順位を含めながらというさっき課長の話しもありました。これLED化実際のところ、あと何年かかったら全体が替わるかっていう想定はされてますでしょうか。

○総務部長 はい。総務部長の板橋でございます。具体的に最終目標年度としては定めておりませんが、背景といたしましては先ほど申し上げたとおり、令和9年で蛍光灯のランプが製造中止になるという部分と、また2050年ですか、地球温暖化対策計画の中で、温室効

果排出ガスの削減の目標もありますので、そういう国の施策ですとか、またLEDの在庫ですとか蛍光管の在庫状況ですとか見据えながら、順次整備していくものというふうに考えておるところでございます。

No.105 ごみ減量・リサイクル促進事業【佐久間委員】

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。主要施策105番、ごみ減量・リサイクル促進事業の生ごみ水分減量の取り組みの検討について質問いたします。町の資料によりますと、燃やせるごみの7割は生ごみと言われており、その80%は水分で町全体の生ごみから考えると毎日約9トンの水と一緒に焼却していることになるということで、1家族1回分の食事で発生する生ごみを捨てるときに大きじ3杯、約45ccの水分、水切りができれば年間559トンの減量化ができて、それに伴いごみ焼却経費は約4,000万円の削減につながるということです。生ごみの堆肥化であるとかコンポスト化の推進とともに、家庭での生ごみ処理機、コンポスト容器の購入費用の助成など、生ごみ減量に向けた取り組みを進めるお考えはあるかお聞きします。

○環境衛生係長 はい。環境衛生係長の石崎です。御答弁申し上げます。ただいま佐久間委員から御質問のあった事項でございますけれども、町としましては、ごみ処理にかかる経費というのは、毎年とても大きな金額がかかっておるところでございまして、委員がおっしゃったとおり、その中で生ごみの占める割合というのは非常に大きなものでございます。その量を減らしていくということは、町としてもとても大きな課題だと思っております。令和8年度の予算につきましては、今委員からお話しのあった生ごみ処理機の助成とかそういった項目については、特に記載は予定はないところでございますけれども、ごみ処理の問題というのはこれからも常に続いていくものだと思っておりますので、委員からの御指摘も踏まえ、引き続き検討してまいりたいというふうには考えてございます。以上でございます。

以下は質疑なし

- ・一般会計予算歳出以外
- ・国民健康保険事業特別会計予算
- ・後期高齢者医療特別会計予算
- ・介護保険事業特別会計予算
- ・議案第13号 町有バスの運行等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ・議案第17号～議案第32号 公の施設に係る指定管理者の指定について（地域会館等として利用されている16施設一括質疑）
- ・議案第33号 公の施設に係る指定管理者の指定について（中標津町総合福祉センター）